

反社会的勢力排除に関する誓約書

(個人)

私は、次の各号に現在該当しないこと、また将来にわたって該当しないことを誓約します。

- (1) 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業の関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること
- (2) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) (1) (2) に該当しなくなったときから5年を経過していないこと
- (4) 自ら又は第三者を利用して、一般社団法人漢方産業化推進研究会（以下「当研究会」という）に対し、次に掲げる行為又はこれに準ずる行為を行うこと。
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、当研究会の信用を毀損し、又は当研究会の業務を妨害する行為

(企業・団体)

1. 当社・当団体は、次の各号に現在該当しないこと、また将来にわたって該当しないことを誓約する。
 - (1) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - (2) 自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び重要な従業員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (3) (1) (2) に該当しなくなったときから5年を経過していないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、一般社団法人漢方産業化推進研究会（以下「当研究会」という）に対し、次に掲げる行為又はこれに準ずる行為を行うこと。
 - (a) 暴力的な要求行為
 - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (c) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (d) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、当研究会の信用を毀損し、又は当研究会の業務を妨害する行為